

# 第7章

## ～資料編～

# 1 子ども・子育て会議条例

宇佐市条例第30号

宇佐市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、宇佐市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による市民
- (6) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、子ども・子育て支援を担当する行政職員及び子ども・子育て支援に直接従事する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する専門委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席等)

第8条 会長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2 子ども・子育て会議委員名簿

### 宇佐市子ども・子育て会議 委員名簿

番号	役職	分野	関係機関・団体	役職名	氏 名	備考
1	会長	学識経験者	東九州短期大学	名誉教授	松田 順子	
2	副会長	幼児教育・保育	宇佐市認可保育園・認定こども園協議会	会長	平田 崇明	
3	委員	地域	宇佐市自治会連合会	副会長	加来 栄一	
4	委員	福祉	宇佐市民生委員児童委員協議会	理事	都留 朋子	
5	委員	福祉	宇佐市母子父子寡婦福祉会	副会長	井本 博子	
6	委員	福祉	宇佐市主任児童委員部会	代表	矢野 さち	
7	委員	幼児教育・保育	宇佐市認可保育園・認定こども園協議会	副会長	藤垣 勝志	
8	委員	幼児教育・保育	宇佐市認可保育園・認定こども園保護者連絡協議会	会長	岡崎 あゆみ	
9	委員	医療	宇佐市小児科医師	医師	杉原 啓介	
10	委員	健全育成	宇佐市PTA連合会	理事	川端 晃子	
11	委員	教育	宇佐市小中学校校長会	会長	鶴成 智章	
12	委員	教育	宇佐市教育委員会	委員	徳光 優子	
13	委員	教育	宇佐市地域婦人団体連合会	会長	小野 みどり	
14	委員	議会	宇佐市議会文教福祉常任委員会	代表	今石 靖代	
15	委員	市民	市民代表(公募)	代表	中川 望	
16	委員	市民	市民代表(公募)	代表	萩原 拓也	
17	委員	市民	市民代表(公募)	代表	前田 恵美	
18	委員	市民	市民代表(公募)	代表	和氣 浩一郎	
19	委員	行政	大分県中津児童相談所	所長	山添 祐司	
20	委員	行政	宇佐市家庭児童相談員	代表	古庄 健一	
21	委員	行政	宇佐市教育委員会	次長	〆野 勝教	
22	委員	行政	宇佐市福祉保健部	部長	田中 康彦	

### 3 子ども・子育て会議専門部会委員名簿

#### 宇佐市子ども・子育て会議 専門部会 委員名簿

番号	役職	分野	関係機関・団体	役職名	氏 名	備考
1	会長	幼児教育・保育	宇佐市認可保育園・認定こども園協議会	園長	佐久間 勝之	
2	副会長	健全育成	宇佐市子育て支援拠点ネットワーク協議会	代表	宗像 文世	
3	委員	幼児教育・保育	宇佐市認可保育園・認定こども園協議会	園長	紫雲 弘祐	
4	委員	幼児教育・保育	宇佐市認可保育園・認定こども園協議会	園長	安藤 秀明	
5	委員	幼児教育・保育	宇佐市認可保育園・認定こども園協議会	園長	香下 淑子	
6	委員	幼児教育・保育	宇佐市認可保育園・認定こども園協議会	園長	田原 達雲	
7	委員	健全育成	宇佐市放課後児童クラブ連絡協議会	会長	岡部 富久美	
8	委員	健全育成	母親クラブ	代表	小川 幸江	
9	委員	健全育成	社会福祉協議会	代表	久保 絵里	
10	委員	行政	子育て支援課	課長	後藤 由紀子	
11	委員	行政	健康課	課長	瀧口 広子	
12	委員	行政	福祉課	課長	川谷 雅彦	
13	委員	行政	安心院支所市民サービス課	課長	帶刀 寛次	
14	委員	行政	院内支所市民サービス課	課長	時枝 直美	
15	委員	行政	学校教育課	課長	三浦 圭二	
16	委員	行政	教育総務課	課長	西田 洋子	
17	委員	行政	封戸保育園	園長	宮川 やよい	
18	委員	行政	みどり保育園	園長	本浪 美恵	
19	委員	行政	竜東保育園	園長	吉田 香織	

## 4 用語集

### あ 行

#### 【医療的ケア】

日常必要とされる呼吸（吸引時）・栄養摂取（胃ろう等）・排泄（導尿等）などに関わる医療的な生活援助行為のこと。

#### 【ウェルビーイング】

身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること。

### か 行

#### 【家庭的保育事業】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

#### 【教育・保育施設】

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。

#### 【子育て】

教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる子どもに対する活動。

#### 【子育て短期支援事業】

##### ・ ショートステイ

保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その児童を児童養護施設で短期的に預かる事業

##### ・ トワイライトステイ

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

#### 【こども家庭センター】

子どもや子育て世帯、妊娠婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う施設。

### **【子ども・子育て支援】**

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）。

### **【子ども子育て関連3法】**

- ①「子ども・子育て支援法」。
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）。
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）。

### **【コードホート変化率法】**

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コードホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## **さ 行**

### **【事業所内保育施設】**

事業所内の施設等において、主に自社の従業員の子どもを預かる保育事業施設。

### **【施設型給付】**

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。

### **【市町村子ども・子育て支援事業】**

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を行い、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が策定することになる。（法第61条）。

### **【児童館】**

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設で、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型・C型及びその他の児童館の6つに大別することができる。

### **【小規模保育事業】**

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

### **【食育】**

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。

## **【相対的貧困】**

その国や地域の水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態のこと。

# **た 行**

## **【地域型保育給付】**

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。

## **【地域子育て支援拠点事業】**

主に保育所等に入園していない児童と保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行います。

## **【特定教育・保育施設】**

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

## **【特別支援学校】**

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた 教育 を受けすこと」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。盲学校（もうがっこう）、聾学校（ろうがっこう）、養護学校（ようごがっこう）は、2007年4月1日より、学校教育法上では「特別支援学校」と称されるようになった。

# **な 行**

## **【認可外保育施設】**

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務づけられている）。

## **【認可保育所】**

国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事の認可を受けているもの。

## **【認定こども園】**

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）。

認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に

を行い、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。

## は 行

### 【病児・病後児保育】

病気につかっている子ども、あるいは、病気が回復期にある子どもを保育する事業。

### 【保育所】

児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して、保育を行う施設（児童福祉法39条）。

### 【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】

保護者が就労等により宿間家庭にいない小学生の子どもに対し、指導員の下、生活の場を提供するもの。

## や 行

### 【ヤングケアラー】

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

### 【幼稚園】

学校教育法に定める、3～5歳児に対して幼稚園教育を行う施設（学校教育法第22条）。

### 【幼稚園の預かり保育（私立幼稚園）】

登園時間前や降園時間後、夏季休業等の長期休業時に、幼稚園で子どもを預かる事業。

## わ 行

### 【ワーク・ライフ・バランス】

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

## **「第3期宇佐市子ども・子育て支援事業計画」**

---

発行日 令和7年3月

発 行 宇佐市

編 集 宇佐市役所 子育て支援課

〒879-0492

宇佐市大字上田1030番地の1

T E L 0978-32-1111 (代表)

---



宇佐市